

平成 26 年度ふくしまっ子自然体験・交流活動支援事業
社会教育団体自然体験活動支援事業実施要領

福島県教育委員会

この実施要領は、「ふくしまっ子自然体験・交流活動支援事業実施要項」（以下要項）及び「ふくしまっ子自然体験・交流活動支援事業補助金交付要綱」（以下要綱）に基づき、事業の適切な実施に必要な事項を定める。

1 実施期間

実施期間は次の 2 期間とする。

- (1) 夏期間 平成 26 年 7 月 1 日（火）～平成 26 年 8 月 31 日（日）
- (2) 冬期間 平成 26 年 12 月 1 日（月）～平成 27 年 1 月 31 日（土）

2 申請書の受付期間

- (1) 夏期間 平成 26 年 6 月 2 日（月）～平成 26 年 8 月 15 日（金）
 - (2) 冬期間 平成 26 年 11 月 4 日（火）～平成 27 年 1 月 16 日（金）
- ※ 土、日、祝日、12 月 29 日～1 月 3 日を除く

3 補助対象となる団体

福島県内にあり、1 歳以上の幼児、児童生徒が所属している社会教育関係団体で次のとおりとする。（以下「参加団体」という。）

- (1) 幼稚園、保育所（認可外保育施設等を含む）特別支援学校幼稚部、小・中学校の PTA
- (2) スポーツ少年団（県体育協会に登録している団体）
- (3) 子ども会
- (4) その他、子どもたちの健全育成を目的として定期的に活動しており、福島県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が社会教育関係団体と認めるもの。

4 補助対象となる参加者

- (1) 補助対象となる参加者は要綱別記（第 3 条関係）2 のとおりとする。

引率者及び保護者等は、参加団体の代表者、役員、指導者、補助対象となる幼児、児童生徒の親又は責任を持って子どもを保護することができる成人とし、人数は次のとおりとする。

① 補助対象となる引率者の数

補助対象となる引率者数の上限は、補助対象となる子どもが 10 名以下の場合は 1 名、11 名以上 20 名以下の場合は 2 名、21 名以上 30 名以下の場合は 3 名、31 名以上 40 名以下の場合は 4 名、41 名以上 100 名以下の場合は 5 名とする。

補助対象となる子どもが 101 名以上の場合は、子どもが 20 名増えるごとに引率者上限も 1 名増えるものとする。

② 補助対象となる保護者等の数

補助対象となる保護者等の数の上限は、補助対象となる幼児及び教育上特別の支援を必要とする児童生徒（教育上特別の教育的支援を必要としている児童生徒とは、特別支援学校又は特別支援学級に在籍する者及び通常学級に在籍する者で身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を保持する者、その他身体虚弱、弱視、難聴、肢体不自由、知的障害、内部障害、疾病等により支援者が必要な者）の合計人数とする。

(2) 本事業利用回数は、一団体年一回を利用上限とする。

例 ○○子ども会で夏期間利用した場合、○○子ども会で冬期間は利用できない。

例 ○○小学校 PTA で夏期間利用した場合、○○小学校第□学年 PTA は、夏期間及び冬期間の利用はできない。

例 ○○小学校第□学年 PTA で夏期間利用し、夏期間又は冬期間に○○小学校 PTA で利用しようとする場合、先に利用のあった第□学年 PTA は補助対象とはならない。

5 補助対象となる事業内容

(1) 補助対象となる事業内容は、要綱別記（第3条関係）4のとおりとする。

① 自然体験活動とは、子どもが自然と直接ふれ合う活動をいう。

② 交流活動とは、他地域の幼児、児童生徒、その他、他地域の人々との直接的なやりとりをする活動をいう。

(2) 事業の実施場所は、要綱別記（第3条関係）4のとおりとする。

ただし、参加団体の所在する市町村での活動を申請しようとする場合は、参加団体は申請書提出前に補助事業者を通して教育委員会に連絡し、指示を受けることとする。教育委員会は、次の基準により補助対象とするか否かを判断する。

① 子どもたちの発達段階等を考慮し適切と認められること。

② 事業の目的を達成することができる適切な場所が参加団体の所在する市町村にあり、他の実施可能な場所がないこと。

③ その他教育委員会が適切と認めること。

6 補助対象となる経費

補助対象となる経費、金額は、要綱別記（第3条関係）5のとおりとする。

ただし、いかなる理由があっても、教育長指令交付日より前に支払ったものについては、補助対象としない。

(1) 宿泊費

① 体験活動等に伴い宿泊が必要となる場合、宿泊費を補助する。

② 自然の家での宿泊などにより、施設利用料が無料の場合、リネン代等の通常宿泊代に含まれる経費を宿泊費と見なす。

③ 宿泊費に夕食及び朝食代を含む。ただし、宿泊費が無料の場合、夕食及び朝食代は補助対象とはならない。

④ 昼食や間食は補助対象とはならない。

(2) 体験活動費・交通費

① 自然体験活動又は地域間交流活動に係る費用、及び貸切バス代のほか、体験活動等を行う上で必要となる公共の交通機関の利用に係る費用について補助する。

ただし、食材費、教材等の備品の購入にかかる費用は補助対象とはならない。

② レンタカーを移動手段とする場合、その借り上げ代を交通費として補助する（燃料代を除く）

③ 高速自動車道等有料道路通行料、体験活動場所等の駐車料金も交通費に含める。

ただし、貸切バス代等交通費が発生しない場合は、高速自動車道等有料道路通行料、体験活動場所等の駐車料金は補助対象とはならない。

④ 自家用車利用の場合は、交通費を補助しない。

※ キャンセル料は、補助対象としない。

補助事業者は、申込みを受け付けた時点で、参加団体に対し、不参加、事業の変更、または廃止等に伴うキャンセル料の取扱について説明をしておくこと。

7 補助事業の流れ

(1) 申込み

申請をしようとする団体は、事業着手日から起算し 20 日前までに補助事業者に申込みを行うこととする。

(2) 申請書、報告書の作成・提出

① 申請書、報告書については、本要領【申請書等の取り扱いに関する事項】にしたがい、補助事業者が作成し教育委員会に提出する。（市町村が補助事業者となる場合は当該教育事務所経由）

② 参加団体報告書（別表 4 - 3 様式 6 関係）については、参加団体が作成し、補助事業者に提出する。

(3) 許可

教育委員会は、補助事業者又は市町村から提出のあった申請書について、要綱等に基づいて審査する。本事業の目的の達成に資すると判断された事業についてのみ許可し、文書によって補助事業者に補助金の交付を通知する。

(4) 補助金の支払い

教育委員会は、補助事業者から提出のあった報告書について、その内容、領収証等の添付書類を審査する。体験活動等の内容や支出内容等が適正であると認められる事業についてのみ、補助事業者に対して補助金の支払いを行う。

8 その他実施上の留意事項

(1) 事業の責任者

実施する事業の責任は参加団体の代表者に帰する。代表者、引率者、保護者等は、子どもたちの安全に十分留意し、指導・支援を行うこととする。

(2) 本事業の実施期間にあっても、学校等における教育は最優先である。したがって、学校等を休んで（早退して）行う事業、及び、翌日登校、登園しなければならない日に宿泊のある事業は、補助対象としない。

(3) 体験活動等の変更

所定の届出なしに、体験活動等の内容を変更することは認めない。変更が必要となった時点で、参加団体は速やかに補助事業者を通して教育委員会に連絡し、指示を受ける。

(4) 市町村の補助金制度など他の制度を併せて利用しようとする場合、事業経費の中で、他の補助を受けていないことが明らかな経費のみ補助対象とするため、次のものを資料として添付する。

① 事業全体の経費、本事業申請分の経費、他補助事業申請分の経費

② ①に上げた経費の内訳

③ 活用する他補助事業の補助金交付要綱等

④ 報告書提出の際、本事業申請分、他補助事業申請分の領収証の写し

(5) 「ふくしまっ子体験活動応援補助事業」の活用する場合

本要領 3 (1) ~ (4) に上げた団体は、「ふくしまっ子体験活動応援補助事業」の参加団体にもなり得る。

ただし、同期間に二つの事業を活用することはできない。

例 ○○スポーツ少年団が夏期間に本事業を活用する場合、○○スポーツ少年団は「ふくしまっ子体験活動応援補助事業」を夏期間に利用することはできない。

【申請書等の取り扱いに関する事項】

申請及び報告は、所定の様式を使用し、また、次の事項に留意し補助事業者が行うこととする。

1 補助金交付申請書（様式1）

提出は、事業着手日から起算し14日前までに教育委員会必着とする。

ただし、事業着手日から起算した14日前の日が、土曜日、日曜日、又は祝日であった場合は、その直前の平日を必着日とする。（報告関係書類も同様）

例 7月31日（木）着手の場合 7月17日（木）が必着日

8月2日（土）着手の場合 14日前は7月19日（土）必着日は7月18日（金）

(1) 申請者欄

申請者欄には、実施者である補助事業者に係る、所在地、事業所名、代表者職及び氏名等正確に記し、代表者職印を押印する。

(2) 事業の目的

本事業の目的を十分に踏まえ、子どもの豊かな人間性や生きる力の育成に資することを目的とし、実施する体験活動等でどのような教育的効果をねらうのか明確に記することとする。

2 事業計画書（別表1-3 様式1関係）

(1) 県外での活動がある場合、「有」とし、その都道府県名を記入する。

(2) 活動内容

- ① 具体的な実施内容（活動内容、時間帯、場所等）を明記する。
- ② 自然体験活動と交流活動に分けて記入する。
- ③ 天候等によって実施内容が変更となる場合には、その代替案も明記する。

3 支出見込額明細表（別表3-3 様式1関係）

(1) 宿泊費摘要欄

- ① 宿泊施設の名称と料金の種類（幼児、小学生、中学生、大人等）を記入する。
- ② 宿泊料金のほかに経費がかかる場合には、その名称（シーツ代等）を記入する。
- ③ 宿泊費に食費が含まれていない場合は、食事代（夕食代、朝食代）として別に計上する。

(2) 宿泊費支出内訳欄

- ① 人数、数（泊数、食数、枚数等）一人あたりの単価（5千円に満たない場合は実額を、5千円を超える場合は5千円）を記入する。
- ② 参加者負担金が生じる場合は、一人あたりの負担金に人数を乗じた金額を備考欄に記入する。

(3) 活動費・交通費摘要欄

- ① 経費がかかる項目を記入する。
例 ○○体験代 貸切バス代 路線バス代 JR ○○線代 等
- ② 路線バス代や電車代を計上する場合は、乗車区間も記入する。

(4) 活動費・交通費支出内訳欄

- ① 一人あたりの単価が決まっている活動費・交通費の場合、人数、回数、一人あたりの単価を記入する。
- ② 一人あたりの単価が決まっていない活動費・交通費の場合、別紙記入例を参考に記入する。

4 参加者名簿（別表2-2 様式1関係）

氏名、所属（幼稚園、保育所、小学校、中学校名）、年齢、居住市町村を正確に記入する。

5 旅程表（形式任意）

(1) 旅程表の様式は任意とするが、要件は次のとおりとする。

- ① 参加団体名
- ② 参加人数
- ③ 事業着手日・事業完了日
- ④ 体験活動の内容・場所・時間帯
- ⑤ 移動手段

(2) 出発から帰着までの旅程表とする。

6 事業内容の変更、中止又は廃止

申請した事業の補助申請額を変更したり、事業を廃止したりする場合は、要綱第 5 条及び第 6 条の通りとする。また、提出書類の種類、提出の要、不要、提出期日は次のとおりとする。

なお、参加団体は、参加者数の増減等変更や廃止が判明した時点で、速やかに補助事業者連絡することとする。

(1) 多少にかかわらず補助申請額が増額となる場合

- ① 変更承認申請書（様式 2）に併せて、変更後の補助金交付申請書（様式 1）、事業計画書、支出見込額明細表、名簿、旅程表を提出する。
- ② 事業着手日から起算し 7 日前までに提出する。

(2) 補助申請額の 20% を超える減額となる場合

- ① 変更承認申請書（様式 2）に併せて、変更後の補助金交付申請書（様式 1）、事業計画書、支出見込額明細表、名簿を提出する。
- ② 変更が必要と判明した時点で速やかに提出する。

(3) 補助申請額の 20% 以内の減額となる場合

変更承認申請書の提出は不要。

(4) 事業を中止する場合

- ① 中止承認申請書（様式 3）を提出する。
- ② 中止と判明した時点で速やかに提出する。

(5) 事業を廃止する場合

- ① 廃止承認申請書（様式 4）を提出する。
- ② 廃止と判明した時点で速やかに提出する。

7 経費の支払い

(1) 事業に係る費用は、補助事業者が支払うこととする。

なお、参加団体の負担金がある場合には、参加団体と補助事業者とで、あらかじめ支払い方法を決めておく。

(2) 支払いは、事業完了日から起算して 2 箇月以内に行う。

8 完了報告書（様式 5）

完了報告書は、事業完了日を 1 日目として 10 日以内に提出する。ただし、締切となる日が土曜日、日曜日、又は祝日であった場合は、その直前の平日を申請の最終日とする。

例 8 月 20 日（水）完了の場合 8 月 29 日（金）が完了報告申請日の最終日

8 月 21 日（木）完了の場合 8 月 29 日（金）が完了報告申請日の最終日

※ 交付決定月日は、補助金交付申請書の申請日ではなく、教育長指令交付日である。

9 実績報告書（様式 6）

実績報告書は、領収証等必要な書類を添付の上、事業完了日から起算して2箇月以内に提出する。(必着)

例 8月15日(金)完了の場合 10月14日(火)が実績報告書締め切り日

8月14日(木)完了の場合 10月10日(金)が実績報告書締め切り日

※ 右上の申請日は、実績報告書を提出する日とする。

10 事業報告書(別表1-3 様式6関係)

(1) 参加人数

不参加者があった場合、その理由を欄外に付記する。

例 名簿NO.2とNO.5は体調不良のため不参加

11 参加団体報告書(別表4-3 様式6関係)

参加団体は、事業完了後参加団体報告書を作成し、補助事業者に提出する。

12 支出額明細表(別表3-3 様式6関係)

(1) 申請書と比較して費用に増減がある場合は、欄外にその理由と金額を付記する。

例 ETCによる時間帯割引が適応となり、高速道路通行料2,500円の減

(2) 申請書と比較して体験者数(宿泊者数)に増減のある場合は、欄外にその理由を付記する。

例 引率者3名のうち2名は幼児の活動の支援に当たったため、体験活動にかかる費用は発生しなかった。

(3) 領収証に合った単価、総額の計上をする。

13 領収証

領収証は、事業の実績を確認し補助金の額を決定するために重要な添付書類である。

(1) 但し書き

補助事業者は、体験活動施設、宿泊施設に対し、支払い前に、以下のことを依頼しておくようにする。

① 体験活動日、宿泊日と参加団体名の記載

② 単価と人数等内訳の記載(品目や単価、人数等内訳が記載されている請求書の添付でも可とする。)

(2) 領収印

領収印や取扱者印(取扱者印欄がある場合)がないものは、領収証とは認められない。

(3) レシート等明細書の取扱

スーパーマーケット等で様々な物品を購入する場合は、補助対象となる物とならない物を確認するために、その明細も添付する。購入した物の品目、単価、個数等が確認できる場合のみ、補助対象とする。

(4) 領収証発行元の連絡先

内容の確認が必要となったときのために、領収証発行元の住所及び電話番号などの連絡先が明示されていることとする。

なお、個人が発行する際も同様である。

(5) その他

利用団体宛の領収証となる場合(自然の家利用等)や、高速道路利用明細書を領収証の代わりに添付する場合は、教育委員会に連絡し指示を受ける。